

松江市 報道提供資料

令和6年2月2日

件名 令和5年度 第1回観光地区建築審査会

内容

松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例第4条にかかる建築物の用途等の制限に関する取り扱いについて

（観光地区内での建築計画について許可基準に照らし合わせ、観光地区建築審査会の意見を聴くために開催するもの）

【問い合わせ】

都市整備部 建築審査課 担当：中尾

電話：0852-55-5347

様式第 1 号（第 3 条関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	令和 5 年度 第 1 回観光地区建築審査会
2 設置根拠及び設置年月日	松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例（平成 25 年 12 月 20 日松江市条例第 70 号）
3 所掌事項	市長の諮問に応じて行う、観光地区内における建築物の用途等の制限に関する事項の審議。
4 開催日時	令和 6 年 2 月 14 日（水） 10 時 00 分
5 開催場所	松江市末次町 86 番地 松江市役所 西棟 5 階 防災センター
6 議題及び公開・非公開の別	松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例第 4 条にかかる建築物の用途等の制限について（公開）
7 非公開の理由	
8 傍聴手続きの方法	傍聴については、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入場することができます。 なお、傍聴の申込み手続きは先着順にて行い、定員になり次第終了いたします。
9 傍聴定員	5 人
10 問い合わせ先	都市整備部 建築審査課 建築審査係 電話 （0852） 55-5347
11 その他	なし